
居住衛生設備規則検査要領

要
領

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 56 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 30 日 達 第 56 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.11 として次の 1 条を加える。

1.1.11 舷梯

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶の舷梯については、鋼船規則 C 編 23.9 もしくは CS 編 21.9 の規定によること。

附 則

1. この達は、2010 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。